

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル改訂(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 廃棄物処理に関する一般的な事項 2. 1 (略)	第2章 廃棄物処理に関する一般的な事項 2. 1 (略)
2. 2 廃棄物の処理体制 【表】 (略) 【解説】 1 ~ 4 (略) (参照)法第14条の4第 <u>17</u> 項、規則第10条の20	2. 2 廃棄物の処理体制 【表】 (略) 【解説】 1 ~ 4 (略) (参照)法第14条の4第 <u>15</u> 項、規則第10条の20
第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理 3. 1 感染性廃棄物の管理体制 医療関係機関等の管理者等は、施設内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図らなければならない。 (参照)法第12条の2第8項 【解説】 1 医療関係機関等の管理者等は、施設内における感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、感染性廃棄物の取扱いに関し管理体制を整備しなければならない。ただし、管理者等自らが特別管理産業廃棄物管理責任者となることを妨げない。 (参照)法第12条の2第8項 2 (略) 3 (略)	第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理 3. 1 感染性廃棄物の管理体制 医療関係機関等の管理者等は、施設内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図らなければならない。 (参照)法第12条の2第6項 【解説】 1 医療関係機関等の管理者等は、施設内における感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、感染性廃棄物の取扱いに関し管理体制を整備しなければならない。ただし、管理者等自らが特別管理産業廃棄物管理責任者となることを妨げない。 (参照)法第12条の2第6項 2 (略) 3 (略)
3. 2 感染性廃棄物の管理に関する基本的な事項 (1) 処理計画の作成	3. 2 感染性廃棄物の管理に関する基本的な事項 (1) 処理計画の作成

<p>医療関係機関等の管理者等は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。</p> <p>また、市町村長から一般廃棄物の減量に関する計画の作成の指示を受けた医療関係機関等の管理者等は、当該計画を策定しなければならない。</p> <p>さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である医療関係機関等の管理者等は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を策定し、都道府県知事に対して提出するとともに、その翌年度には当該計画の実施状況について報告しなければならない。</p> <p>(参照)法第6条の2第5項、法第 12 条第 9 項～第 10 項、法第 12 条の2第 10 項～第 11 項</p>	<p>医療関係機関等の管理者等は、施設内で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。</p> <p>また、市町村長から一般廃棄物の減量に関する計画の作成の指示を受けた医療関係機関等の管理者等は、当該計画を策定しなければならない。</p> <p>さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である医療関係機関等の管理者等は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を策定し、都道府県知事に対して提出するとともに、その翌年度には当該計画の実施状況について報告しなければならない。</p> <p>(参照)法第6条の2第5項、法第 12 条第 7 項～第9項、法第 12 条の2第 8 項～第 10 項</p>
<p>【解説】</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(1) 定められた様式(規則第8条の4の5に定める様式第2号の8)に、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・計画期間 ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項 ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 	<p>【解説】</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該医療関係機関等において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の分別に関する事項 ・<u>自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</u> ・<u>自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</u> ・<u>自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項</u> ・産業廃棄物の処理の<u>委託</u>に関する事項 <p>(削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の分別に関する事項 ・<u>産業廃棄物の再生利用に関する事項</u> <p>・産業廃棄物の処理に関する事項</p>
<p>(2) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の4の6に定める様式第2号の9)により報告すること。</p>	<p>(3) 定められた様式(規則第8条の4の5に定める様式第2号の2)による書面を添付すること。</p> <p>(4) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(5) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の4の6に定める様式第2号の3)により報告すること。</p>
<p>(参照)法第12条第9項及び第10項、規則第8条の4の5及び第8条の4の6 9 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(参照)法第12条第7項及び第8項、規則第8条の4の5及び第8条の4の6 9 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 定められた様式(規則第8条の17の2に定める様式第2号の13)に、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・計画期間 ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 <p>・特別管理産業廃棄物の処理の<u>委託</u>に関する事項</p>	<p>(1) 当該医療関係機関等において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>(2) 次に掲げる事項を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間 ・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 <p>・特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項</p> <p>・特別管理産業廃棄物の処理に関する事項</p>

<p>(削除)</p> <p>(2) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の17の3に定める様式<u>第2号の14</u>)により報告すること。</p> <p>(参照)法第12条の2<u>第10項</u>及び<u>第11項</u>、規則第8条の17の2、規則第8条の17の3</p> <p>10 8及び9によって提出、報告したものは、都道府県知事によって<u>インターネットの利用により</u>1年間公表される。</p> <p>(参照)法第12条<u>第9項</u>、法第12条の2<u>第10項</u></p> <p>(2) 管理規程の作成 (略)</p> <p>(3) 処理状況の帳簿記載及び保存</p> <p>医療関係機関等の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成するとともに、一定期間保存しなければならない。</p> <p>(参照)法第12条<u>第13項</u>、法第12条の2<u>第14項</u>、規則第8条の5、規則第8条の18</p> <p>【解説】</p> <p>1,2 (略)</p> <p>3 管理者等は、感染性廃棄物の処理に関し帳簿を備え、毎月末までに前月中における次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 運搬</p> <p>1 当該感染性廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</p>	<p>(3) 定められた様式(規則第8条の17の2に定める様式第2号の4)による書面を添付すること。</p> <p>(4) 当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(5) その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式(規則第8条の17の3に定める様式<u>第2号の5</u>)により報告すること。</p> <p>(参照)法第12条の2<u>第8項</u>及び<u>第9項</u>、規則第8条の17の2、規則第8条の17の3</p> <p>10 8及び9によって提出、報告したものは、都道府県知事によって1年間公表される。</p> <p>(参照)法第12条<u>第9項</u>、法第12条の2<u>第10項</u></p> <p>(2) 管理規程の作成 (略)</p> <p>(3) 処理状況の帳簿記載及び保存</p> <p>医療関係機関等の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成するとともに、一定期間保存しなければならない。</p> <p>(参照)法第12条<u>第11項</u>、法第12条の2<u>第12項</u>、規則第8条の5、規則第8条の18</p> <p>【解説】</p> <p>1,2 (略)</p> <p>3 管理者等は、感染性廃棄物の処理の実績について、次の事項を記載し、これを1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 運搬</p> <p>1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</p>
---	--

<p>(削除)</p> <p><u>(2) 処分</u></p> <p>1 当該感染性廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量</p> <p>(削除)</p> <p>4 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している管理者等は、帳簿を備え、次の項を記載しなければならない。</p> <p>1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量</p> <p>5 産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う管理者等は、帳簿を備え、次の項を記載しなければならない。</p> <p><u>(1) 運搬</u></p> <p>1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</p> <p><u>(2) 処分</u></p> <p>1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2 処分年月日</p>	<p><u>(2) 運搬の委託</u></p> <p>1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量</p> <p><u>(3) 処分</u></p> <p>1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量</p> <p><u>(4) 処分の委託</u></p> <p>1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量</p> <p>(追加)</p>
--	---

3 処分方法ごとの処分量
4 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
6 上記帳簿は1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後事業場ごとに5年間保存しなければならない。
(削除)
7 帳簿の作成は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者のみならず、一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者にも必要となる。
(参照)法第7条第15項、法第14条第17項、法第14条の4第18項

第4章 医療関係機関等の施設内における 感染性廃棄物の処理

4. 1 分別

【解説】

1~5 (略)

6 なお、感染性産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うことができる者は、感染性一般廃棄物の収集運搬又は処分を行うことができる。

4. 2 (略)

4. 3 施設内における保管

1,2 (略)

3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物

4 帳簿作成に当たっては、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用した際の受渡確認票若しくはダウンロードデータ(以下「紙マニフェスト等」という。)が3の帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載・備え付けに代用できる。ただし、この場合、帳簿の記載事項に照らして保存する紙マニフェスト等に不足があれば、不足事項を追記又は関連書類(産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し等)を添付するなど必要な補足を行う必要がある。
5 帳簿の作成は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者のみならず、一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者にも必要となる。
(参照)法第7条第15項、法第14条第15項、法第14条の4第16項

第4章 医療関係機関等の施設内における 感染性廃棄物の処理

4. 1 分別

【解説】

1~5 (略)

6 なお、感染性産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う者は、感染性一般廃棄物の収集運搬又は処分を行うことができる。

4. 2 (略)

4. 3 施設内における保管

1,2 (略)

3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物

の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項等を記載しなければならない。

(参照)法第12条の2第2項、規則第8条の13

【解説】

1, 2 (略)

3 保管場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、次の例を参考にして取扱注意等の表示を行う。表示は縦横それぞれ 60cm 以上とする。

(参照)規則第8条の13 第1号

表示の例 (略)

4~6 (略)

4. 4 梱包

感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉しなければならない。

- (1) 密閉できること。
- (2) 収納しやすいこと。
- (3) 損傷しにくいこと。

(参照)令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11 の2

【解説】

1, 2 (略)

3 容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流出や針刺事故の防止の観点から好ましくない。

4 (略)

4. 5 表示

【解説】

の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項を記載しなければならない。

(参照)法第12条の2第2項、規則第8条の13

【解説】

1, 2 (略)

3 保管場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、次の例を参考にして取扱注意の表示を行う。表示は縦横それぞれ 60cm 以上とする。

(参照)規則第8条の13 第1号

表示の例 (略)

4~6 (略)

4. 4 梱包

感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉しなければならない。

- (1) 密閉できること。
- (2) 収納しやすいこと。
- (3) 損傷しにくいこと。

(参照)令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11

【解説】

1, 2 (略)

3 容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流出の防止の観点から好ましくない。

4 (略)

4. 5 表示

【解説】

1～3 (略)

- 4 非感染性廃棄物ラベルの仕様は、関係者間で合意したものを使用することが望ましく、ラベルの大きさ、文字は見やすいものとする。
たとえば、特別区(東京二十三区)では、大きさは縦 55mm、横 70mm、字体はゴシック体のものが使われており、参考となる。

4. 6 施設内処理

【解説】

1～3 (略)

- 4 なお、2の(1)から(5)のほか、感染性廃棄物の処分方法として適切であると環境大臣が認めるものについては、順次追加することとしている。
5 (略)

第5章 感染性廃棄物の処理の委託

5. 1 委託契約

医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。

(参照)法第12条の2第6項、令第6条の6

【解説】

1,2 (略)

(参照)法第12条の2第5項、規則第8条の14、規則第8条の15

3 (略)

また、委託に当たっては、業者が提出した許可証の写し等により、必ず次の事項を確認すること。

(1)～(6) (略)

(7)その他

(例)

A県の病院が、感染性廃棄物の焼却をB県の特別管理産業廃棄物

1～3 (略)

- 4 非感染性廃棄物ラベルの仕様は、関係者間で合意したものを使用することが望ましく、ラベルの大きさ、文字は見やすいものとする。
たとえば、特別区では、大きさは縦 55mm、横 70mm、字体はゴシック体のものが使われており、参考となる。

4. 6 施設内処理

【解説】

1～3 (略)

- 4 なお、2の(1)から(5)のほか、感染性廃棄物の処分方法として適切であると認められるものについては、順次追加することとしている。
5 (略)

第5章 感染性廃棄物の処理の委託

5. 1 委託契約

医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。

(参照)法第12条の2第4項、令第6条の6

【解説】

1,2 (略)

(参照)法第12条の2第3項、規則第8条の14、規則第8条の15

3 (略)

また、委託に当たっては、業者が提出した許可証の写し等により、必ず次の事項を確認すること。

(1)～(6) (略)

(7)その他

(例)

A県の病院が、感染性廃棄物の焼却をB県の特別管理産業廃棄物

処分業者(甲社)に、甲社の事業場までの収集運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者(乙社)に、それぞれ委託しようとする場合、

- ・ 甲社が有すべき許可は、B県知事による特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物を含む。)の処分業(焼却処分)の許可
- ・ 乙社が有すべき許可は、A県知事及びB県知事による特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物を含む。)の収集運搬業の許可となる。

注)特別管理産業廃棄物処理業の許可には期限(5年、優良認定業者*の場合7年)があるので、注意すること。

*通常の許可基準に加え、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定(参照)令第6条の14第2号、規則第10条の16の2

さらに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。

(参照)法第12条の2第5項及び第6項、令第6条の6

4 (略)

(参照)令第6条の6、規則第8条の16、第8条の16の2、第8条の16の3

5 (略)

5. 2 再委託の基準

感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、一定の基準に従って委託する場合については、この限りではない。

(参照)法第14条の4第16項

【解説】 1~3 (略)

5. 3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等

処分業者(甲社)に、甲社の事業場までの収集運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者(乙社)に、それぞれ委託しようとする場合、

- ・ 甲社が有すべき許可は、B県知事による特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物を含む。)の処分業(焼却処分)の許可
- ・ 乙社が有すべき許可は、A県知事及びB県知事による特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物を含む。)の収集運搬業の許可となる。

注)特別管理産業廃棄物処理業の許可には期限(5年)があるので、注意すること。

さらに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。

(参照)法第12条の2第3項及び第4項、令第6条の6

4 (略)

(参照)令第6条の2第3号、規則第8条の4、第8条の4の2

5 (略)

5. 2 再委託の基準

感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、一定の基準に従って委託する場合については、この限りではない。

(参照)法第14条の4第14項

【解説】 1~3 (略)

5. 3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等

<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療関係機関等は、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認しなければならない。 (参照)法第 12 条の<u>3第6項</u></p> <p>4 医療関係機関等は、前年度に交付したマニフェストに関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 (参照)法第 12 条の<u>3第7項</u></p> <p>5 医療関係機関等は、定められた期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、返送されたマニフェストの写しに規定された事項の記載がないとき又は虚偽の記載があるときは、速やかに当該感染性廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。 (参照)法第 12 条の<u>3第8項</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療関係機関等は、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認しなければならない。 (参照)法第 12 条の<u>3第5項</u></p> <p>4 医療関係機関等は、前年度に交付したマニフェストに関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 (参照)法第 12 条の<u>3第6項</u></p> <p>5 医療関係機関等は、定められた期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、返送されたマニフェストの写しに規定された事項の記載がないとき又は虚偽の記載があるときは、速やかに当該感染性廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。 (参照)法第 12 条の<u>3第7項</u></p>
<p>【解説】</p> <p>1,2 (略)</p> <p>3 (1)～(4) (略) (5) 交付したマニフェストの控えは、運搬受託者(処分受託者がいる場合には、処分受託者)から<u>送付されたマニフェストの写しとともに 5 年間保存しなければならない。</u></p> <p>4 医療関係機関等の事業者(中間処理業者を含む。)が<u>交付するマニフェストに記載する事項</u>は次のとおりであり、様式も定められている。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 処分受託者は、処分を終了したときは、処分受託者の氏名又は名称、処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日(当該処分が最終処分である場合にあっては、これらの事項に加えて当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨)をマニフェストに記載し、処分を終了した日から 10 日以内(電子マニフェストの場合にあっては3日以内)に、マニフェストを交</p>	<p>【解説】</p> <p>1,2 (略)</p> <p>3 (1)～(4) (略) (5) 交付したマニフェストの控えは、運搬受託者(処分受託者がいる場合には、処分受託者)から<u>マニフェストの写しの送付があるまでの間保管すること。</u></p> <p>4 医療関係機関等の事業者(中間処理業者を含む。)が<u>マニフェストに記載する事項及びその様式</u>は次のとおり定められている。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 処分受託者は、処分を終了したときは、処分受託者の氏名又は名称、処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日(当該処分が最終処分である場合にあっては、これらの事項に加えて当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨)をマニフェストに記載し、処分を終了した日から 10 日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写し</p>

付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。この場合において、当該マニフェストが運搬受託者から回付されたものであるときは、当該回付した者にもマニフェストの写しを送付しなければならない。

- 7 処分受託者は、6の前段又は本項の規定により、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した年月日を記載するとともに、1で交付された、又は5で回付されたマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が終了したことを確認の上 10 日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。
- 8 医療関係機関等は、交付したマニフェストの控えと処分業者から返送されるマニフェストの写しをつき合わせることにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認し、それらのマニフェストを、送付を受けた日から5年間保存しなければならない。
- 9 医療関係機関等は、事業所ごとに、毎年の6月 30 日までに、その年の3月 31 日以前の 1 年間において交付したマニフェストの交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等)に関し、定められた様式(規則第8条の 27 に定める様式第3号)により報告書を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
ただし、電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、医療関係機関等が自ら都道府県知事に報告する必要はない。

10～13 (略)

5. 4 排出事業者の責任

医療関係機関等は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、感染性廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

を送付しなければならない。この場合において、当該マニフェストが運搬受託者から回付されたものであるときは、当該回付した者にもマニフェストの写しを送付しなければならない。

- 7 処分受託者は、6の前段又は本項の規定により、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した年月日を記載するとともに、1で交付された、又は5で回付されたマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が終了したことを確認の上 10 日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。
- 8 医療関係機関等は、マニフェストの控えと処分業者から返送されるマニフェストの写しをつき合わせることにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認し、それらのマニフェストを、送付を受けた日から5年間保存しなければならない。
- 9 医療関係機関等は、事業所ごとに、毎年の6月 30 日までに、その年の3月 31 日以前の 1 年間において交付したマニフェストの交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等)に関し、定められた様式(規則第8条の 27 に定める様式第3号)により報告書を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
ただし、電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行なうため、医療関係機関等が自ら都道府県知事に報告する必要はない。

10～13 (略)

5. 4 排出事業者の責任

医療関係機関等は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、感染性廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(参照)法第12条の2第7項

【解説】

1~4 (略)

5 医療関係機関等の排出事業者は、産業廃棄物を委託した処理業者から産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として処理施設の故障・事故、事業の廃止、行政処分などの通知があった場合、処理業者の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。

(参照)法第14条第13項、14項、法第14条の4第13項、14項、法第12条の3の8項

6 5の事業者が講ずべき措置としては、例えば次のような措置が考えられる。

(1) 通知を発出した産業廃棄物処理業者等が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わないこと。とりわけ、産業廃棄物を引き渡していないときに通知を受けた場合には、当該措置を講ずることで足りること。

(2) 処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合には、委託契約を解除して他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託すこと。

(3) 委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、通知を発出した産業廃棄物処理業者等に再委託基準に則って再委託すること。

7 5の通知を受けた医療関係機関等の排出事業者は、産業廃棄物処理業者等に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事又は政令市長に報告書を提出しなければならない。

(参照)法第12条の3第8項、規則第8条の29

図 産業廃棄物の処理(他人に委託して処理する場合)の流れ (略)

図 産業廃棄物管理表(マニフェスト)の流れ (略)

(参照)法第12条の2第5項

【解説】

1~4 (略)

(追加)

図 産業廃棄物の処理(他人に委託して処理する場合)の流れ (略)

図 産業廃棄物管理表(マニフェスト)の流れ (略)

図 電子マニフェストシステムによる流れ
(略)

第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管

6. 1 (略)

6. 2 (略)

【解説】

1, 2 (略)

3 (1) (略)

(2) 次の内容を記載した書面を備えておくこと。

ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

イ マニフェスト(※)

※電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証の
写し及び以下の事項運搬する産業廃棄物の種類・量を記載し
た書面又はこれらの電子情報。

- ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬を委託した者(排出事業者)の氏名又は名称
- ③ 積載日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ④ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

第7章 廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分

【解説】

1~8 (略)

9 (1) (略)

(2) (参照)令第6条第1項第2号イ、令第3条第2号イ、規則第1条の7

10 処分業者は、処理実績を記録し、5年間保存すること。

(参照)法第14条の4第18項

11 (略)

(追加)

第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管

6. 1 (略)

6. 2 (略)

【解説】

1, 2 (略)

3 (1) (略)

(2) 次の内容を記載した書面を備えておくこと。

ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

イ マニフェスト(電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェス
ト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量を記載した書面
又はこれらの電子情報。)

第7章 廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分

【解説】

1~8 (略)

9 (1) (略)

(2) (参照)令第6条第1項第2号、令第3条第2号、規則第1条の7

10 処分業者は、処理実績を記録し、5年間保存すること。

(参照)法第14条の4第16項

11 (略)

(参考1) 紙おむつについて

感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される紙おむつについて、感染性廃棄物の該否の別は、次の表のとおりである。

表 感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の分類	感 染 症 名	紙おむつ の取扱い (※1) (※2)	備 考
一類			
二類			
三類	(略)	(略)	(略)
	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
四類	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、 Dengue熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、 <u>チク</u> ングニア熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリ耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性	○	

(参考1) 紙おむつについて

感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される紙おむつについて、感染性廃棄物の該否の別は、次の表のとおりである。

表 感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の分類	感 染 症 名	紙おむつ の取扱い (※1) (※2)	備 考
一類			
二類			
三類	(略)	(略)	(略)
	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
四類	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、Dengue熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリ耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性	○	
五類			

	黄色ブドウ球菌感染症、パンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、 <u>薬剤耐性アシнетバクタ</u> ー				性黄色ブドウ球菌感染症、パンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎		
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。		インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等 感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○			新型インフルエンザ等 感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○
指定感染症		○			指定感染症		○
新感染症		○			新感染症		○

※1 ○: 感染性廃棄物 ×: 非感染性廃棄物

※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

(参考2)～(参考8) (略)